

●香川県告示第426号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びさぬきこどもの国条例（平成7年香川県条例第1号）第4条第2項の規定に基づき、令和2年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
さぬきこどもの国	公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 高松市番町4丁目1番10号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで